

食品用器具及び容器包装の製造等における 安全性確保に関する指針について



厚生労働省は、平成 29 年 5 月 24 日から同年 6 月 22 日まで意見募集を行った内容を踏まえ、食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)を各都道府県及び関連団体に対して、平成 29 年 7 月 10 日付けで、策定の通知を行いました。

ガイドラインは、今後の食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度の導入を見据えつつ、その円滑な導入及び運用の前提となるべくして策定されており、ポジティブリスト制度の対象となる材質の器具及び容器包装事業者に限らず、対象外の器具及び容器包装を製造する事業者においても、製造管理に関する自主的な取り組みの推進が望まれており、都道府県としては中小事業者の状況も踏まえつつ、関係事業者へのガイドライン周知及び指導が実施される見込みです。

なお、今回のガイドラインには、参考資料としてポリオレフィン等衛生協議会、塩ビ食品衛生協議会及び塩化ビニリデン衛生協議会の自主基準の対象となっている化学物質のリストが添付されました。指針の概要は以下の通りです。

- (1) 目的、基本的な考え方、適用範囲等
- (2) 安全性確保のための取組内容
 - 人員、施設・設備の管理
 - 安全な製品設計と品質確認
 - サプライチェーンを通じた情報伝達
 - 健康被害発生時等の対応策の整備
- (3) 製造事業者を主とした安全性確保のための取組内容イメージ
- (4) 具体的な事例と留意事項

当社は、器具容器包装及びおもちゃに関する食品添加物の規格基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 7 月 10 日付 厚生労働省

研究開発箇所 加藤吉紀